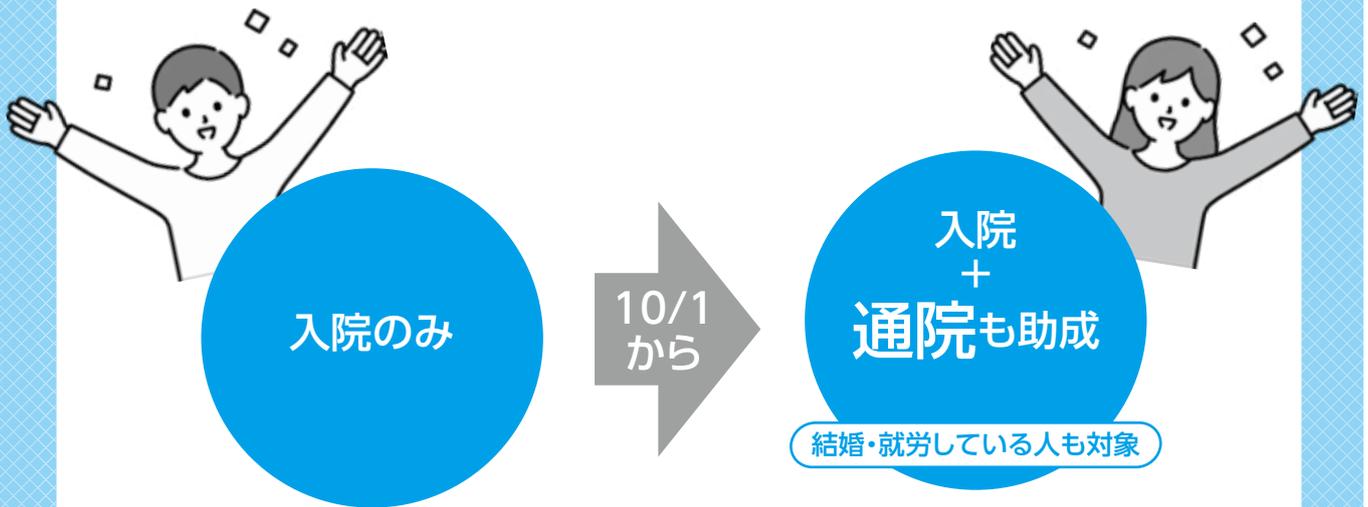


高校生年代まで 子ども医療費の助成範囲を拡大



■新たに対象となる方(現在の高校生年代)

- ・ 交付申請書を7月下旬に送付しますので、健康保険証の写しをつけて返送してください。受給者証を9月下旬に送付します。
- ・ 10月1日から受給者証を医療機関の窓口で提示してください。役場窓口で医療費助成の申請は不要です。(県外受診、補装具などを除く)

■すでに受給者証をお持ちの方(0歳から中学3年生まで)

有効期間が延長された受給者証を9月下旬に送付します。
現在お持ちの受給者証は、10月1日以降ご自身で廃棄してください。



母子・父子家庭医療、障害者医療、精神障害者医療(全疾病)のいずれかを受給できる方は、現在の受給者証を使用してください。

■問い合わせ先 住民福祉課医療年金係 ☎(48)1111(内1119)

